

令和 3 年度

第 1 回阿波市地域公共交通活性化協議会

資 料

協議事項

1. 令和 2 年度事業報告及び決算報告について
2. 令和 3 年度事業計画（案）及び予算（案）について
3. 「阿波市デマンド型乗合交通 あわめぐり」乗降場所の変更の取扱いについて

阿波市地域公共交通活性化協議会委員名簿

番号	団 体 名	役 職	氏 名	備 考
1	徳島大学大学院	教授	奥嶋 政嗣	会 長
2	徳島バス(株) 企画管理部	副部長	東 孝行	
3	(有)土柱タクシー	代表取締役	米倉 久善	
4	八幡交通(有)	代表取締役	松村 利明	
5	徳島バス労働組合	執行委員長	松本 忠宏	
6	四国運輸局徳島運輸支局 総務・企画観光担当	首席運輸企画専門官	賀出 晴美	
7	四国運輸局徳島運輸支局 輸送・監査部門	首席運輸企画専門官	坂尾 貴之	
8	徳島県 県土整備部 次世代交通課	課長補佐	宮島 崇	
9	徳島県東部県土整備局 (吉野川)	副局長	森野 克也	
10	阿波吉野川警察署	交通課長	福島 圭一	
11	阿波市社会福祉協議会	事務局長	大村 久美子	
12	阿波市老人クラブ連合会	会長	西村 久江	
13	阿波市婦人団体連合会	会長	加藤 ハルコ	
14	阿波市商工会	会長	児玉 敬二	監 事
15	阿波市交通安全協会	会長	福井 榮八	監 事
16	阿波市議会	議長	松村 幸治	
17	阿波市議会 総務常任委員会	委員長	後藤 修	
18	阿波市	副市長	町田 寿人	副会長

1. 令和2年度事業報告及び決算報告について

(1) 令和2年度事業報告について

① 協議会開催状況

開催日	回数	協議事項
書面開催	第1回	(1) 令和元年度事業報告及び決算報告について (2) 令和2年度事業計画(案)及び予算(案)について
令和2年9月29日	第2回	(1) 阿波市地域公共交通の現状について (2) 阿波市デマンド型乗合交通の本格運行について (3) 阿波市デマンド型乗合交通の愛称募集について
令和3年1月15日	第3回	(1) 阿波市デマンド型乗合交通の利用状況について (2) 阿波市デマンド型乗合交通の愛称について (3) その他・・・利用登録状況及び利用状況について

② 委託業務

ア 阿波市デマンド型乗合交通予約センター運営業務

- a 業務箇所 阿波市市場町興崎 市場老人福祉センター
- b 履行期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- c 契約金額 ￥6,987,200※
- d 契約日 令和2年4月1日
- e 契約者 社会福祉法人 阿波市社会福祉協議会(阿波市市場町興崎字北分60)

イ 阿波市デマンド型乗合交通運行業務

(その1)

- a 履行期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- b 契約金額 ￥5,478,000※
- c 契約日 令和2年4月1日
- d 契約者 八幡交通有限会社(阿波市市場町切幡字池ノ本200-5)

(その2)

- a 履行期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- b 契約金額 ￥4,917,000※
- c 契約日 令和2年4月1日
- d 契約者 有限会社土柱タクシー(阿波市阿波町南整理144-2)

(その3)

- a 履行期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- b 契約金額 ￥4,917,000※
- c 契約日 令和2年4月1日
- d 契約者 有限会社土柱タクシー(阿波市阿波町南整理144-2)

(その4)

- a 履行期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- b 契約金額 ￥5,478,000※
- c 契約日 令和2年4月1日
- d 契約者 八幡交通有限会社(阿波市市場町切幡字池ノ本200-5)

③ 広報事業

ア 阿波市デマンド型乗合交通利用案内チラシの作成、配布

イ 出張説明会の開催 2回

④ 阿波市デマンド型乗合交通利用状況 (令和3年3月31日現在)

ア 利用登録者数 1,686人

a 町別登録者数

吉野町	土成町	市場町	阿波町	計
255人	336人	583人	512人	1,686人

b 年代別登録者数

～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代～	計
60人	25人	11人	34人	71人	112人	507人	753人	113人	1,686人

イ 運行予約数 9,117件

a 年代・男女別予約数

年代	男性	女性	計
～10代	10人	303人	313人
20代	2人	3人	5人
30代	4人	0人	4人
40代	22人	116人	138人
50代	279人	152人	431人
60代	47人	236人	283人
70代	587人	2,303人	2,890人
80代	722人	3,942人	4,664人
90代～	183人	206人	389人
計	1,856人	7,261人	9,117人

b 曜日・乗車時間帯別予約数

時間帯/曜日	月	火	水	木	金	計
7時代	32人	31人	18人	33人	36人	150人
9時代	320人	391人	386人	385人	427人	1,909人
10時代	287人	328人	313人	287人	302人	1,517人
11時代	209人	244人	219人	221人	235人	1,128人
12時代	147人	190人	176人	178人	149人	840人
13時代	155人	227人	171人	158人	159人	870人
14時代	178人	166人	163人	150人	187人	844人
15時代	170人	169人	140人	131人	144人	754人
16時代	108人	196人	103人	145人	96人	648人
17時代	72人	46人	60人	64人	58人	300人
18時代	24人	30人	34人	34人	35人	157人
計	1,702人	2,018人	1,783人	1,786人	1,828人	9,117人

ウ 乗車人数 9, 1 2 3 人

エ 運行日数 2 4 3 日

オ 1 日平均利用者数 3 7. 5 人

カ 乗降場所の状況

a 乗車利用（上位 3 件）

	乗車場所	利用数
1	吉野川医療センター	707件
2	阿波病院	352件
3	鴨島駅	346件

b 降車利用（上位 3 件）

	降車場所	利用数
1	吉野川医療センター	816件
2	阿波病院	383件
3	鴨島駅	321件

キ 月別利用状況の推移

a 令和元年度

（単位：人、日）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
乗車人数	316	391	450	591	528	635	669	697	743	705	650	683	7,058
1 日平均	15.8	20.5	22.5	26.8	25.1	33.4	31.8	34.8	37.1	37.1	36.1	32.5	29.4
運行日数	20	19	20	22	21	19	21	20	20	19	18	21	240

b 令和 2 年度

（単位：人、日）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
乗車人数	642	535	784	791	755	721	831	768	819	710	746	1021	9,123
1 日平均	30.5	29.7	35.6	37.6	37.7	36.0	37.7	40.4	40.9	37.3	41.4	44.3	37.5
運行日数	21	18	22	21	20	20	22	19	20	19	18	23	243

ク 年度別利用状況

	令和元年度	令和 2 年度
乗車人数	7,058人	9,123人
運行日数	240日	243日
1 日平均	29.4人	37.5人
運行予約数	6,827件	9,117件

ケ 運行予約の状況

a 年代別予約数

年代	令和元年度	令和２年度	令和２年度 構成比率
～10代	148件	313件	3.43%
20代	0件	5件	0.05%
30代	5件	4件	0.04%
40代	56件	138件	1.51%
50代	82件	431件	4.73%
60代	436件	283件	3.10%
70代	2,199件	2,890件	31.70%
80代	3,776件	4,664件	51.16%
90代～	125件	389件	4.27%
計	6,827件	9,117件	100.00%

b 乗車時間帯別予約数

時間帯/曜日	令和元年度	令和２年度	令和２年度 構成比率
7時台	28件	150件	1.6%
9時台	1,278件	1,909件	20.9%
10時台	1,105件	1,517件	16.6%
11時台	876件	1,128件	12.4%
12時台	754件	840件	9.2%
13時台	717件	870件	9.5%
14時台	618件	844件	9.3%
15時台	524件	754件	8.3%
16時台	597件	648件	7.1%
17時台	259件	300件	3.3%
18時台	71件	157件	1.7%
計	6,827件	9,117件	100.00%

c 曜日別予約数

時間帯/曜日	令和元年度	令和２年度	令和２年度 構成比率
月曜日	1,088件	1,702件	18.7%
火曜日	1,427件	2,018件	22.1%
水曜日	1,400件	1,783件	19.6%
木曜日	1,428件	1,786件	19.6%
金曜日	1,484件	1,828件	20.1%
計	6,827件	9,117件	100.0%

コ 乗降場所の状況（令和元年度・令和２年度計）

a 乗車利用（上位５件）

	乗車場所	利用数
1	吉野川医療センター	1,255件
2	阿波病院	685件
3	JR鴨島駅	551件
4	マルナカ柿原店	527件
5	アワーズ	393件

b 降車利用（上位５件）

	降車場所	利用数
1	吉野川医療センター	1,408件
2	阿波病院	753件
3	JR鴨島駅	589件
4	アワーズ	452件
5	板東眼科	376件

(2) 令和2年度決算報告について

歳入

(単位：円)

款	項	目	予算額 (a)	決算額 (b)	比較 (b)-(a)	摘 要
1 負担金	1 負担金	1 負担金	25,855,000	19,389,000	△ 6,466,000	阿波市負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	0	0	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	9,700,275	9,700,275	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入	2,004,725	2,829,760	825,035	運賃収入、利息
合 計			37,560,000	31,919,035	△ 5,640,965	

歳出

(単位：円)

款	項	目	予算額 (a)	決算額 (b)	比較 (b)-(a)	摘 要
1 運営費	1 会議費	1 会議費	0	0	0	
	2 事務費	1 事務費	5,560,000	429,502	△ 5,130,498	事務用品購入等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	30,000,000	27,800,960	△ 2,199,040	委託費
3 予備費	1 予備費	1 予備費	2,000,000	0	△ 2,000,000	
合 計			37,560,000	28,230,462	△ 9,329,538	

歳入合計 31,919,035 円

歳出合計 28,230,462 円

差引残額 3,688,573 円 (次年度へ繰越)

令和 2 年度会計監査報告書

阿波市地域公共交通活性化協議会規約第 6 条の規定により、令和 2 年度阿波市地域公共交通活性化協議会会計を監査した結果、歳入及び歳出に関する帳簿並びに証拠書類等は、いずれも適正に処理されていることを報告します。

令和 3 年 4 月 28 日

監事

見玉敬二 

監事

福井榮八 

阿波市地域公共交通活性化協議会

会 長 奥嶋 政嗣 様

2. 令和3年度事業計画(案)及び予算(案)について

(1) 令和3年度事業計画(案)について

① 委託業務

ア 阿波市デマンド型乗合交通運行業務(4台)

イ 阿波市デマンド型乗合交通予約センター運營業務

② 広報事業

ア PR動画の変更及び放送

イ 利用促進活動

(2) 令和3年度予算(案)について

歳入

(単位:円)

款	項	目	前年度 予算額 (a)	本年度 予算額 (b)	比較 (b) - (a)	摘 要
1 負担金	1 負担金	1 負担金	25,855,000	25,836,000	△ 19,000	阿波市負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	0	0	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	9,700,275	3,688,573	△ 6,011,702	前年度繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入	2,004,725	2,875,427	870,702	運賃収入、利息
合 計			37,560,000	32,400,000	△ 5,160,000	

歳出

(単位:円)

款	項	目	前年度 予算額 (a)	本年度 予算額 (b)	比較 (b) - (a)	摘 要
1 運営費	1 会議費	1 会議費	0	0	0	
	2 事務費	1 事務費	5,560,000	1,400,000	△ 4,160,000	PRチラシ等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	30,000,000	30,000,000	0	委託費等
3 予備費	1 予備費	1 予備費	2,000,000	1,000,000	△ 1,000,000	
合 計			37,560,000	32,400,000	△ 5,160,000	

3. 「阿波市デマンド型乗合交通 あわめぐり」乗降場所の変更の取扱いについて

1 目的

「阿波市デマンド型乗合交通 あわめぐり」の乗降場所について、変更の取扱いを定めることにより、適切に乗降場所を変更し、利用者の利便性向上を図ることを目的とする。

2 乗降場所の変更の取扱い

(1) 乗降場所の追加について

① 医療施設

新たに病院やクリニック等の医療施設が阿波市内に開業した場合は、対象施設の同意が得られれば、協議会の審議を経なくとも乗降場所として追加することができる。

② 医療施設以外の施設等について

医療施設以外の施設等については、対象施設等の同意を得た上で、本協議会にて審議し、乗降場所として追加する。

なお、阿波市地域公共交通活性化協議会規約第7条第2項の規定に基づき、会議の開催に代えて、書面により委員の可否を求める場合がある。

(2) 乗降場所の削除について

施設の種類を問わず、乗降場所とされている施設等が閉業した場合や、対象施設からの同意が得られなくなった場合については、乗降場所から削除する。

(3) 移転について

既に乗降場所として指定されている施設が移転した場合は、引き続き対象施設の同意が得られれば、協議会の審議を経なくとも乗降場所の変更することができる。

3 取扱いの適用

この取扱いは、令和3年6月1日から適用する。

阿波市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 阿波市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

(事務所の位置)

第2条 協議会の事務所は、阿波市市場町切幡字古田201番地1阿波市役所内に置く。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 形成計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 形成計画の評価に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組織)

第4条 協議会の委員は25人以内とし、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 形成計画を作成しようとする地方公共団体を代表する者
- (2) 関係する公共交通事業者等、道路管理者、その他形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- (3) 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他市長が必要と認める者

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長1人
- (3) 監事2人

3 会長又は副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員の選任及び職務)

第6条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）において委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長及び監事は、第4条第1項に規定する委員の中から会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計の監査を行い、当該監査の結果を会長に報告しなければならない。
(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委嘱後、最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、会長が必要と認めるときは、会議の開催に代えて、書面により議事に対する委員の可否を求めることができる。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。第2項ただし書の規定により、書面により議事に対する委員の可否を求めた場合も同様とする。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議会の承認事項)

第8条 次に掲げる重要な事項は、協議会の承認を経なければならない。

(1) 協議会の予算及び決算に関すること。

(2) 規約の制定及び改廃に関すること。

(3) 第3条に規定する事項に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、重要と認められる事項

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が整った事項について、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第10条 協議会は、協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

(分科会)

第11条 協議会は、第3条に規定する事項について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、阿波市企画総務部企画総務課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務の委任)

第15条 協議会は、第3条に定める所掌事項に係る契約その他の財務に関する事務の一部を阿波市に委任できるものとする。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規約は、平成29年2月20日から施行する。
- 2 最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成30年7月31日までとする。